

意見書

平成 22 年 3 月 4 日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 殿

郵便番号：556-8510  
住所：大阪府大阪市浪速区湊町 1-3-1  
氏名：大阪マルチメディア放送株式会社  
代表取締役 原田 久夫

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙  
のとおり意見を提出します。

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」  
に対する意見

2010年3月4日

大阪マルチメディア放送株式会社

【該当箇所】

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案 第3章の二

【意見】

情報通信審議会より答申されたマルチメディア放送の放送システムでは、VHF-LOW帯に適用されるISDB-Tsb方式を用いたマルチメディア放送が含まれておりますが、今回の制度整備では、VHF-LOW帯のマルチメディア放送に関する制度整備が含まれておりません。昨年実施された参入希望調査ではVHF-LOW帯マルチメディア放送についても対象となり、当社も参入希望するむね意見を提出しておりました。今回、VHF-LOW帯マルチメディア放送の制度整備が行われなかった理由および今後の制度整備のスケジュールをお伺いしたい。

【該当箇所】

207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案

【意見】

特定基地局の配置について、世帯カバー率に基づく指針に加え、道路施設カバー率に基づく指針が示されたことは、移動受信用地上放送が、自動車に搭載される受信機にて受信されるという目的に合致するものであり、これを支持いたします。しかしながら、5年以内のカバー率の下限が50%ではサービスエリア及びパーキングエリアの約半数でマルチメディア放送のサービスが享受できない可能性があり、車で移動するユーザに対して利便性が損なわれることになりかねません。道路施設カバー率も、全国の駅カバー率と同等に5年以内に70%以上とすることを条件とすべきと考えます。

以上

意見書

平成22年3月5日

総務省  
情報流通行政局  
放送政策課 御中

〒980-8420

せんだいしあおばくほんちょう  
仙台市青葉区本町2-10-28

きたにっぽんまるちめでいあほうそうかぶしがいしゃ  
北日本マルチメディア放送株式会社

ただもとひさ  
代表取締役 多田 基久

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙の通り意見を提出いたします。

V-HIGH マルチメディア放送制度整備案に対する意見書

2010/03/05

北日本マルチメディア放送株式会社

【該当箇所】

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案 第3章の二

【意見】

情報通信審議会より答申されたマルチメディア放送の放送システムでは、VHF-LOW帯に適用されるISDB-Tsb方式を用いたマルチメディア放送が含まれておりますが、今回の制度整備では、VHF-LOW帯のマルチメディア放送に関する制度整備が含まれておりません。昨年実施された参入希望調査ではVHF-LOW帯マルチメディア放送についても対象となり、当社も参入希望するむね意見を提出しておりました。今回、VHF-LOW帯マルチメディア放送の制度整備が行われなかった理由および今後の制度整備のスケジュールをお伺いしたい。

【該当箇所】

207. 5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案

【意見】

特定基地局の配置について、世帯カバー率に基づく指針に加え、道路施設カバー率に基づく指針が示されたことは、移動受信用地上放送が、自動車に搭載される受信機にて受信されるという目的に合致するものであり、これを支持いたします。しかしながら、5年以内のカバー率の下限が50%ではサービスエリア及びパーキングエリアの約半数でマルチメディア放送のサービスが享受できない可能性があり、車で移動するユーザに対して利便性が損なわれることになりかねません。道路施設カバー率も、全国の駅カバー率と同等に5年以内に70%以上とすることを条件とすべきと考えます。

以上

意見書

平成22年3月5日

総務省  
情報流通行政局  
放送政策課 御中

〒810-0005  
福岡市中央区清川一丁目9番19号  
九州・沖縄マルチメディア放送株式会社  
代表取締役 藤丸 修

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙の通り意見を提出いたします。

(別紙)

V-HIGH マルチメディア放送制度整備案に対する意見書

平成 22 年 3 月 5 日

九州・沖縄マルチメディア放送株式会社

【該当箇所】

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案 第3章の二

【意見】

今回の制度整備では、VHF-LOW 帯に関する制度整備が含まれておりません。情報通信審議会より答申されたマルチメディア放送の放送システムでは、90MHz 以上108MHz 以下の VHF-LOW 帯および207.5MHz 以上222MHz 以下の VHF-HIGH 帯の放送が含まれております。昨年実施された参入希望調査では VHF-LOW 帯のマルチメディア放送についても対象となり、当社も参入希望するむね意見を提出しておりました。今回、VHF-LOW 帯マルチメディア放送の制度整備が行われなかった理由をお伺いするとともに、今後の制度整備のスケジュールを教えてくださいたいと思います。

【該当箇所】

207.5MHz 以上222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案

【意見】

移動受信用地上放送は、自動車での受信という目的も達成されるべきであり、特定基地局の配置について、道路施設カバー率に基づく指針が示されたことを支持いたします。しかしながら、5年以内のカバー率の下限が50%ではサービスエリア及びパーキングエリアの約半数でマルチメディア放送のサービスが享受できない可能性があります。したがって、車で移動するユーザーの利便性を確保するためには、道路施設カバー率を、全国の駅カバー率と同等に5年以内に70%以上にすべきだと考えます。

以上

意見書

平成22年3月4日

総務省  
情報流通行政局  
放送政策課 御中

〒734-8511  
広島市南区皆実町1丁目8番2号  
中国・四国マルチメディア放送株式会社  
代表取締役 長松 勇

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙の通り意見を提出いたします。

## V-HIGH マルチメディア放送制度整備案に対する意見書

平成22年3月4日

中国・四国マルチメディア放送株式会社

### 【該当箇所】

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案 第3章の二

### 【意見】

情報通信審議会より答申されたマルチメディア放送の放送システムでは、VHF-LOW帯に適用されるISDB-Tsb方式を用いたマルチメディア放送が含まれておりますが、今回の制度整備では、VHF-LOW帯のマルチメディア放送に関する制度整備が含まれておりません。

昨年実施された参入希望調査ではVHF-LOW帯マルチメディア放送についても対象となり、当社も参入希望するむね意見を提出しておりました。

今回、VHF-LOW帯マルチメディア放送の制度整備が行われなかった理由、および今後の制度整備のスケジュールをお伺いしたい。

### 【該当箇所】

207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案

### 【意見】

特定基地局の配置について、世帯カバー率に基づく指針に加え、道路施設カバー率に基づく指針が示されたことは、移動受信用地上放送が、自動車に搭載される受信機にて受信されるという目的に合致するものであり、これを支持いたします。

しかしながら、5年以内のカバー率の下限が50%ではサービスエリア及びパーキングエリアの約半数でマルチメディア放送のサービスが享受できない可能性があり、車で移動するユーザに対して利便性が損なわれることになりかねません。

道路施設カバー率も、全国の駅カバー率と同等に5年以内に70%以上とすることを条件とすべきと考えます。

以上

意見書

平成22年3月5日

総務省  
情報流通行政局  
放送政策課 御中

〒102-8080

とうきょうとちよだくこうじまち  
東京都千代田区麹町1-7

とうきょう ほうそうかぶしきがいしゃ  
東京マルチメディア放送株式会社

だいひょうとりしまりやく ふきた みちおみ  
代表取締役 富木田 道臣

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙の通り意見を提出いたします。

## V-HIGH マルチメディア放送制度整備案に対する意見書

2010/03/05

東京マルチメディア放送株式会社

### 【該当箇所】

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案 第3章の二

### 【意見】

情報通信審議会より答申されたマルチメディア放送の放送システムでは、VHF-LOW帯に適用されるISDB-Tsb方式を用いたマルチメディア放送が含まれておりますが、今回の制度整備では、VHF-LOW帯のマルチメディア放送に関する制度整備が含まれておりません。昨年実施された参入希望調査ではVHF-LOW帯マルチメディア放送についても対象となり、当社も参入希望するむね意見を提出しておりました。今回、VHF-LOW帯マルチメディア放送の制度整備が行われなかった理由および今後の制度整備のスケジュールをお伺いしたい。

### 【該当箇所】

207. 5MH以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案

### 【意見】

特定基地局の配置について、世帯カバー率に基づく指針に加え、道路施設カバー率に基づく指針が示されたことは、移動受信用地上放送が、自動車に搭載される受信機にて受信されるという目的に合致するものであり、これを支持いたします。

### 【意見】

世帯カバー率90%に対して、駅カバー率70%、道路施設カバー率50%とした算出根拠をお伺いしたい。「旅客営業規則において幹線として規定する路線の駅」の中には、一日の利用者数が著しく少ない、いわゆる“無人駅”も含まれており、これらの駅も含めてカバーする事については事業性を考慮願いたい。

### 【意見】

移動受信用地上放送であるので、むしろ道路施設カバー率を駅カバー率と同等以上の条件にするべきと考えます。

以上

## 意見書

平成 22年3月5日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 様

郵便番号 460-8388

(ふりがな) あいちけんなごやしなかくちよだ2-15-18

なごやつうしんびる7かい

住所 愛知県名古屋市中区千代田2-15-18  
名古屋通信ビル7F

(ふりがな) なかにほんまるちめでいあほうそうかぶしきがいしゃ

だいひょうとりしまりやく

ほんだりゅうたろう

氏名 中日本マルチメディア放送株式会社  
代表取締役 本多立太郎

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出いたします。

該当箇所	意見
<p>標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案 第3章の二</p>	<p>今回の制度整備では、VHF-LOW帯のマルチメディア放送の制度整備が省かれております。答申においてはVHF-LOW帯での技術方式も明確にされており、かつ昨年の参入希望調査においてもVHF-LOW帯も含まれておりました。</p> <p>よって、当社も参入希望すべく意見提出をいたしました。</p> <p>今回のVHF-LOW帯の制度整備が省かれた事由を明確にして頂くと共に今後の考え方を示して頂きたいをお願いします。</p>
該当箇所	意見
<p>207. 5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案</p>	<p>特定基地局の配置について、世帯カバー率同様に道路施設カバー率に基づく指針が示された点は、携帯端末向けマルチメディア放送の重要な受信形態である自動車搭載型受信に適うものであり、これを賛同いたします。ただし、5年以内に全国の道路施設カバー率が50%以上の点に関しては、ユーザーへのサービス、利便を考えれば全国の駅カバー率が70%以上とすべきとした条件と同様が妥当と考えます。</p>

# 意見書

平成22年3月4日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 108-0071

住所 東京都港区白金台三丁目19番1号

氏名 株式会社 IMAGICA TV  
代表取締役社長 星 正人

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

該当箇所	意見
三、特定基地局の配置および開設時期に関する事項	開設計画の期間とカバー率（世帯、駅、道路施設）の基準については、事業性を踏まえ、柔軟性を持たせることが適切であると考えます。
五、当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項	申請することが出来る帯域幅を 14.5MHz とし、申請の数が 2 以上の場合、比較審査を行い 1 の申請に対して認定するものとするは、エリア拡大およびマーケットの早期醸成の観点から、またユーザ向け端末の統一性・コストダウンの観点からも適切であると考え賛同いたします。
別表第二 開発計画の認定の要件 別表第三 および比較審査基準 一、開設計画の適切性および放送計画実施の確実性	新しいサービスを構築するにあたり、基地局整備、受信設備の普及、開発計画の実施能力等は最も重視すべき項目であると考えます。これについて審査を行い相応の事業者を選定することについて適切であると考え賛同いたします。
別表第二 開発計画の認定の要件 別表第三 および比較審査基準 三、電波の能率的な利用の確保	限られた電波資源を能率的な利用するために、合理的かつ具体的な計画および技術を有する事業者を選定することについて適切であると考え賛同いたします。

以上

CPD-総-2010-005

平成 22 年 3 月 5 日

総務省 情報流通行政局

放送政策課 御中

郵便番号 107-0052

住 所 (みりがな) 東京都港区赤坂一丁目14番14号

氏 名 (みりがな) スカパーJSAT株式会社  
代表取締役執行役員社長 あきやま まさのり 秋山 政徳

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

	該当箇所	当社意見
<p>11) 207.5MHz 以上 222MHz 以下の 周波数を使用する特定基地局 の開設に関する指針案</p>	<p>五. 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その 他必要な事項について 3 開設計画の認定は、(中略)規定する要件を満たし ている申請の数が二以上の場合はそれぞれの申 請について別表第三の基準により比較審査を行 い、当該基準への適合の度合いが最も高い一の 申請に対してするものとする</p>	<p>➤ 申請の数が 2 以上の場合は比較審査により1の申請に対し て認定するものとするは、結果的に当該周波数帯に適用 されることが適当とされた放送方式である ISDB-Tmm 及び MediaFLO の内、いずれか1方式による受託放送事業者が成 立することとなる可能性が高く、健全な事業の発展の観点お よび電波の能率的な利用の観点等から適当であると考えま す。 ➤ 尚、比較審査により、いずれか一方式の放送方式を選択す る必要が生じた場合には、デジタルテレビジョン放送との親 和性が高いとされ、所謂ワンセグサービスとのシームレスな サービスや、既存の携帯端末との互換性も期待される ISDB-Tmm 方式が望ましいと考えます。</p>
	<p>別表第三 開設計画の認定の比較審査基準 一 開設計画の適切性及び計画実施の確実性 3 受託放送役務の提供に関する事項 委託放送業務の円滑な運営のための取組に関する 計画の内容がより充実していること</p>	<p>➤ 当該基準の設定については賛同します。 ➤ 但し、有料放送事業において必要となる課金・認証などのプ ラットフォーム機能については、有料委託放送事業者の事業 の根幹となるものであり、委託放送事業者が共同で(第三者 への委託を含む)プラットフォーム機能を企画・運営するこ とが合理的且つ円滑な事業推進に資すると考えられます。 ➤ 従って、受託放送事業の認定申請者が、当該プラットフォー ム機能を提供することをもって、本件計画の内容が充実して いるとは言えず、比較審査上も有利に扱うべきではないと考 えます。</p>

## 意見書

平成 22 年 3 月 4 日

総務省 情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 107-0052

住所 東京都港区赤坂一丁目 14 番 14 号

氏名 株式会社スカパー・ブロードキャスティング

代表取締役社長 田中 寛

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現にむけた制度整備案」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を別紙のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

以下のとおり意見を提出します。

	該当箇所	当社意見
	別添11 4頁 五. 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項 その他必要な事項について	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 開設計画の認定の申請の数が2以上の場合は比較審査により1の申請に対してするものとするは、結果的に1方式による受託放送事業者が成立することになるのであれば、健全な事業の発展の観点および電波の能率的な利用の観点等から適当であると考えます。</li> <li>➤ デジタルテレビジョン放送との親和性が高いとされるISDB-Tmm方式に統一されることは、ワンセグサービスとのシームレスなサービスが期待されることや既存の携帯端末との後方互換性が期待されるため、ISDB-Tmm方式が望ましいと考えます。</li> </ul>
	別添11 7頁 別表第一「開設計画に記載すべき事項」の三—2「委託放送業務の円滑な運営のための取組に関する実績及び今後の計画」	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 多様な事業者による参入や、ユーザへの利便性向上に資するために、通信キャリアとの契約関係に縛られることのない統一かつ公平なプラットフォームサービスが極力低廉な業務手数料で提供されることを強く期待します。</li> </ul>

# 意見書

平成22年3月5日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 100-6150

住所 とうきょうとちよだくながたちょうにちようめ  
東京都千代田区永田町二丁目11番1号

氏名 かぶしきがいしゃ  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

だいひょうとりしまりやくしゃよう やまだ りゅうじ  
代表取締役社長 山田 隆持

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

該当箇所	当社意見
<p>別添 1 1 「207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案」</p> <p>五頁</p> <p>五 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項 その他必要な事項</p> <p>3. 開設計画の認定は、前各項、前号及び別表第二に規定する要件並びに次に掲げる事項を含め、電波法第二十七条の十三第四項各号に規定する要件を満たしている申請の数が一の場合は当該申請に対してするものとし、二以上の場合はそれぞれの申請について別表第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に対してするものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設計画の認定を一の申請のみにすることは、事業性が厳しい中で投資効率の向上に資するとともに、事業者間のガードバンドを不要とすること等電波の効率的利用に資することから、左記の記載に特段異論はないものと考えます。</li> <li>・ また、認定される方式については、日本の技術資産の活用・発展の可能性を広げる等の観点から、海外でも採用されつつある日本の地上デジタル放送方式の拡張方式である ISDB-Tmmを採用することが望ましいと考えます。</li> </ul>

以上

意見書

平成 22 年 3 月 5 日

総務省 情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 100-6104

住所 とうきょうとちよだくながたなよろにちよらめ 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

氏名 かぶしがいしゃ 株式会社マルチメディア放送 ほうそう

代表取締役社長 いしかわ ますゆき 石川 昌行

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現にむけた制度整備案」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を別紙のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

以下のとおり意見を提出します。

	該当箇所	当社意見
<p>(別添11) 207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案</p>	<p>二頁 三. 特定基地局の配置及び開設時期について</p>	<p>▶ 世帯カバー率が、認定より3年以内に50%、5年以内に90%を基準とすることは、事業の健全性及び発展の観点から妥当であるとし妥当と考えます。</p> <p>▶ 認定より5年以内で全国の新設カバー率70%及び総合通信局の管轄区域ごとの新設カバー率50%を基準とすることは、事業の健全性及び発展の観点から妥当であるとし妥当と考えます。</p> <p>▶ 認定より5年以内の道路施設カバー率50%を基準とすることは、事業の健全性及び発展の観点から妥当であるとし妥当と考えます。</p> <p>▶ ただし、上記3項目の意見は地上アナログ放送の停波が2011年7月24日までに終了することを前提とさせていただきます。</p>
	<p>四頁 四. 当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項</p>	<p>▶ 同一の放送番組を同一周波数の電波で送信することは電波の能率的な利用を確保することとし妥当であると考えます。</p>
	<p>四頁 五. 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項について</p>	<p>▶ 開設計画の認定の申請をすることができる帯域幅を14.5MHzとし、申請の数が2以上の場合は比較審査により1の申請に対してするものとするのは、電波の能率的な利用の観点、市場の醸成にかかる投資効率から利用者の利益確保の観点及び健全な事業の発展の観点とから妥当であると考えます。</p>

		<p>▶ 対象とする 14.5MHz の帯域幅を ISDB-Tmm 一方式とすることで 33 セグの連結送信により、ガードバンドを不要とすることから、最も電波を能率的に利用することを可能とします。また、受信機の開発におけるユーザ利益の確保からも市場の醸成に寄与するものとし ISDB-Tmm 方式が望ましいと考えます。</p>
	<p>十二頁 別表第三 開設計画の認定の比較審査基準</p>	<p>▶ 本開設指針案における開設計画の認定の要件及び比較審査基準においては、開設計画の合理性、具体性はもとより、特定基地局の運用によるマルチメディア放送事業を確実に開始し、継続的に運営するために必要となる財務的基礎、法令遵守及び利用者の利益確保に向けた体制、及び事業の健全な発達と運営への寄与等を総合的に問うものとなっており、適当と考えます。</p>

意見書

平成22年3月5日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中  
放送技術課 御中

郵便番号：102-8460

住所：とうきょうとちよだくいいだばし東京都千代田区飯田橋3-10-10

氏名：めでいあふるーじャばんきかくかぶしきがいしゃメディアフロージャパン企画株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちよう 代表取締役社長 ますだ かずひこ 増田 和彦

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	意見
(全般)	ICT 産業においては、グローバルな規模での普及拡大の可能性自体がより大きなエコシステムを形成し、その結果、インフラ・端末双方におけるコスト低廉化、ひいてはビジネスリスクの低減や消費者利益の創出に繋がると考えます。この潮流は、携帯端末向けマルチメディア放送においても例外ではないと考えます。
207.5MHz 以上 222MHz 以下の 周波数を使用する 特定基地局の 開設に関する指 針案	弊社はこれまで、講演や発表会等のさまざまな活動を通じて携帯端末向けマルチメディア放送の認知向上や期待感の醸成に努めて参りました。また、多くのメーカー様やコンテンツプロバイダー様等のご参加のもと実証試験を行い、携帯端末向けマルチメディア放送の円滑な導入に向けた準備を推進しております。 今回、開設計画の認定にあたり、申請者の取組みの実績や計画を評価する指針を示されたことに賛意を表します。本指針に基づき、具体的な消費者利益の観点から審査が行われることに期待致します。

平成 22 年 3 月 5 日

総務省 情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 105-7304  
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
氏名 モバイルメディア企画株式会社  
代表取締役社長 矢吹 雅彦

当該提案募集に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
その他	現行の電波法において、特定基地局の開設計画の認定を受けて半年後から認定帯域の電波利用料を払うことになっているが、新規に立ち上がる事業に対しての事業者には認定から事業開始まで時間がかかることから、認定帯域の電波利用料を半年後からではなく、無線局免許交付から等に緩和する措置の導入を求めます。
(別添 11) 207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案について	<p>弊社はISDB-Tmmの導入を考えており、これを実現するにおいても、本開設指針案第五項第 2 号および第 3 号において、申請することができる周波数の帯域幅を14.5MHzとし、複数申請があった場合には比較審査を行い一社への割当てとしたことは、システム間のガードバンドが不要となるため、周波数有効利用の観点から基本的に賛同します。</p> <p>ただし、本開設指針案では認定された事業者が2つのシステムを導入することを否定しておらず、上記の観点から2つのシステムを導入出来ないよう、明確に指針に盛り込むべきと考えます。</p>